

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第221号）

### 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第287号）

石川県本庁舎に関し、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

### 2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

### 3 担当課（所）

石川県総務部人事課

### 4 審査請求等の経緯

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) R3.12.29 公開請求 | (4) R4.3.8 諮問  |
| (2) R4.1.12 不存在決定 | (5) R4.7.22 答申 |
| (3) R4.2.5 審査請求   |                |

### 5 諒問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条第2号	<p>1 主な争点</p> <p>審査請求人は、労働安全衛生法に基づき、実施機関は産業医の作業場等の巡視の措置義務を負い、労働安全衛生規則において、「毎月一回以上（少なくとも）二月に一回」と規定されていることから、巡視結果に関する資料があつてしかるべきである等の主張をしている。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件対象文書」という。）を作成しておらず、保有していないことを確認したため、「作成していないため、存在しない。」との理由を示して不存在決定を行ったと主張している。</p> <p>2 審査会の判断</p> <p>産業医の巡視について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、巡視の状況や結果については、特筆すべき事項があれば報告することになっているが、これまでかかる事項がなかったため、特に記録はないとのことであった。</p> <p>これについて、特段、不自然な点は認められず、本件対象文書が実際に</p>

	<p>作成されていない以上、本件の不存在決定については、不合理とは言えないと思料する。</p> <p>(詳細については、答申書本文を参照のこと。)</p>
--	---

6 審議経緯 審査回数 3回

答申第221号

# 答申書

令和4年7月

石川県情報公開審査会

## **第1 審査会の結論**

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

## **第2 審査請求に至る経緯**

### **1 公開請求の内容**

審査請求人は、令和3年12月29日に、石川県情報公開条例（平成12年12月19日石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、石川県本庁舎（以下「県本庁舎」という。）に関し、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号。以下「法」という。）に基づいて産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### **2 実施機関の決定**

実施機関は、本件公開請求について、令和4年1月12日付けで、不存在の決定（以下「本件処分」という。）をし、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

作成していないため、存在しない。

### **3 審査請求**

審査請求人は、令和4年2月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

### **4 質問**

実施機関は、令和4年3月8日に、条例第19条第1項の規定により、本件処分の取消しに係る審査請求につき、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して質問を行った。

## **第3 審査請求人の主張要旨**

### **1 審査請求の趣旨**

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、公開請求に対応する公文書を特定し、その公開を求めるというものである。

なお、実施機関から審査請求人あてに弁明書が送付され、反論書の提出を求めたが、審査請求人から、期限までに反論書の提出はなかった。

### **2 審査請求の理由要旨**

## (1) 産業医の巡視に係る文書について

県本庁舎がある事業場は、知事部局だけでも常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、法に基づき産業医の作業場等の巡視の措置義務を実施機関が負うものである。

法第13条第1項において、「事業者は（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（略）を行わせなければならない。」と規定され、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号。以下「規則」という。）第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視を実施する措置義務が「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」と規定されていることから、巡視結果に関する資料があつてしかるべきである。

そもそも、産業医は外部の医師であるから、実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものであり、作業場等の巡視の状況に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日の分かる資料があつてしかるべきである。

また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であることから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

もとより、石川県には、その所管する保健所があり、石川県職員の中には医師である職員がいるはずであるから、当該職員をして、作業場等の巡視を行わせる場合は外部に委託する必要性もなく、内部で完結する問題ではある。

## (2) 公文書作成の措置義務について

本件処分において、実施機関は、本件対象文書は「作成していないため、存在しない。」と主張しているが、これは公文書管理の観点から不合理である。石川県文書管理規程（平成14年4月1日訓令第7号。以下「規程」という。）第3条第1項において「すべての事務の処理は、文書によることを原則とする。」、同条第2項において「文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑適正に行われるよう処理されなければならない。」と規定されており、実施機関の職員には公文書作成の措置義務があるとされている。

例えば、ひとたび実施機関が任用する職員が実施機関を相手取り、国家賠償法（昭和2年10月27日法律第125号）第1条第1項の規定により、実施機関の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、実施機関は、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性がある。こうした場面で、法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視を行った実施日、状況又は結果が分かる資料が存在である場合には、実施機関は、その正当性を主張することが困難である。

したがって、令和3年4月1日から同年10月31日まで、産業医による作業場等の巡視に関する記録が作成されておらず保存されていないということは、規程第3条第2項に規定する「事務が円滑適正に行われるよう処理」ができないことになる。

また、規程第13条においては「電話又は口頭により受けた重要な事項は、その要領を記録するものとする。」と規定されており、産業医が作業場等の巡視を行う際に、行った指摘事項の有無及び内容は、実施機関の安全配慮義務違反を論点とする訴訟の要証事実となりうるものであり、同条に規定する「重要な事項」に該当するから、産業医の作業場等の巡視に同行した職員は、産業医により口述された内容の要領の記録を作成しなければならない。

以上から、実施機関が、本件処分において付した「作成していないため、存在しない。」との理由は、実施機関の産業医の作業場等の巡視に係る運用が法に違反している状態であるか、又は公文書の作成及び保存の観点から不合理である。

よって、本件処分を取り消し、本件対象文書を特定し、その公開を求めるものである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

本件処分について、実施機関として、本件対象文書を作成しておらず、保有していないことを確認したため、条例第11条第2項により「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（（中略）公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」とから、本件処分を行ったものである。

また、公文書不存在決定通知書の「公文書を保有していない理由」欄には、公開請求のあった対象期間において本件対象文書を作成していない理由を示すため「作成していないため、存在しない。」と示したところである。

規程第3条第1項の規定は、あくまでも原則であり、全ての事務の処理について例外を認めないものではない。また、規程第13条の規定に関しても、該当事案がないと判断したために記録の作成はしていない。

これらの理由から、本件処分について違法又は不当な点はない。

#### 第5 当審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方

条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。また、条例第3条では、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき、以下判断するものである。

## 2 関係法令について

県本庁舎は、職員数約1,600人規模の事業場であることから、法第13条第1項、規則第13条第1項第4号及び労働安全衛生法施行令第5条により、産業医1名を選任する必要がある。

産業医は、規則第15条により、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、規則第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果の情報の提供等を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

## 3 本件対象文書の存否について

産業医の巡視について、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関から次のとおり説明があった。

産業医による巡視については、常勤の職員である産業医及び非常勤の職員である産業医が二人体制で行っているが、基本的には、常勤の職員である産業医が主に巡視を担当しており、その状況や結果について特筆すべき事項があれば、実施機関へ報告することになっている。これまでにはかかる事項がなかったため、特に記録はない。また、非常勤の職員である産業医についても、同じく特に記録はない。

これについて、特段、不自然な点は認められず、本件対象文書が実際に作成されていない以上、本件処分の不存在の決定については、不合理とは言えないと思料する。

## 4 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会はその当否を判断する立場なく、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

## 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる「審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年3月8日	○ 質問を受けた。(質問人第798号)
令和4年4月8日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和4年5月24日 (第326回審査会)	○ 事案の審議を行った。

令和4年6月14日 (第327回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年7月5日 (第328回審査会)	○ 事案の審議を行った。